



カナダにおけるIFRS の導入

- 監督局の見解

アラン・ブレンダー
資本会計調査部 特別顧問

東京

2008年9月



OSFI
BSIF

Canada

内容

- 保険会社の財務諸表を一つの制度にのみ従い作成すること
- IFRSのカナダへの導入
- 新たな手法 - 合計資産要件
- 公正価値およびモデルの使用について



OSFI
BSIF

一つの制度のみに従った財務諸表

- カナダの保険法では、保険会社がGAAPに従って財務諸表を作成する旨を規定している
- 1992年に施行された法律
 - 生命保険においては、新たに営業保険料式責準評価法が導入され、これがIFRS4フェーズII ディスカッション・ペーパーにおける提案のベースとなっている
 - 同時に、資本要件およびダイナミック・ソルベンシー・テストが導入された
 - 上記の変更に先立ち、保険業界、監督局、アクチュアリーおよび会計士の団体、保険契約者保護基金は、長期に亘り調整を行ってきた
 - 後に、責準評価法はCALM(Canadian Asset Liability Method)に従うことになった



カナダの監督局が一つの制度のみに従った財務諸表の作成を支持する理由

- 一つの保険会社が、同じ年度において2つの異なる性質の財務諸表を作成すれば混乱が生じる
- GAAPベースの財務諸表は、旧態然とした法定ベースの財務諸表よりも、利益の実態をより明らかに示す
 - 利益は将来のソルベンシーの先行指標である
- 資本要件およびリスク・ベースの監督を通じて、監督局はソルベンシーについて管理できる



カナダの監督局が一つの制度のみに 従った財務諸表の作成を支持する理由

- 法律、会計基準、および実務についての監督局とアクチュアリー・会計士団体との合意により、監督局はこの制度が満足できる結果をもたらし続けるべく、影響力を行使することができるようになっている
- 制度が一つなので、監督局は制度の管理に人員を割く必要がなくなる



マージン

- 負債評価の基礎率はアクチュアリーのベスト・エスティメイト
- これらベスト・エスティメイトによる基礎率はマージンによって調整される(基礎率悪化対応準備金 - Provisions for Adverse Deviations)
- 数理実務基準では、各基礎率に対して外挿マージンの範囲を設定している
 - 実績がベスト・エスティメイトより悪くなる可能性という数理および法定基準上の懸念を払拭できるに足る値を最低値とする
 - 結果として算出される収入が常に適正であることを担保できる値を最大値とする



カナダにおける IFRS の導入

- 2011年1月1日より施行
- 保険契約には IFRS4 (フェーズ1) を適用
- 保険契約についての変更は皆無かあっても僅か
- 主要な課題:
 - 投資型契約
 - 保険契約と投資型契約の分割; 契約内容変更権に対応する部分の分離
- 資本要件の変更



カナダにおける IFRS の導入

- IASB が公表した IFRS フェーズ II ディスカッション・ペーパーについて我々が現在懸念している点:
 - 資産デフォルトのリスク
 - 資産・負債のミスマッチのリスク
 - 自社の信用度認識
 - 有配当保険の取扱
 - 公正価値の定義
- さらに、従来のように会計基準の設定者と協力して進めることができなくなる



カナダにおける IFRS の導入

- OSFI は、現在保険会社に適用している財務会計制度および法規の重要な部分を残したいと望んでいる:
 - 一つの制度にのみ従った財務諸表
 - 指定アクチュアリー役割
 - 外部監査の役割
 - リスクベースの監督
 - 保険会社内部の強力なリスク管理

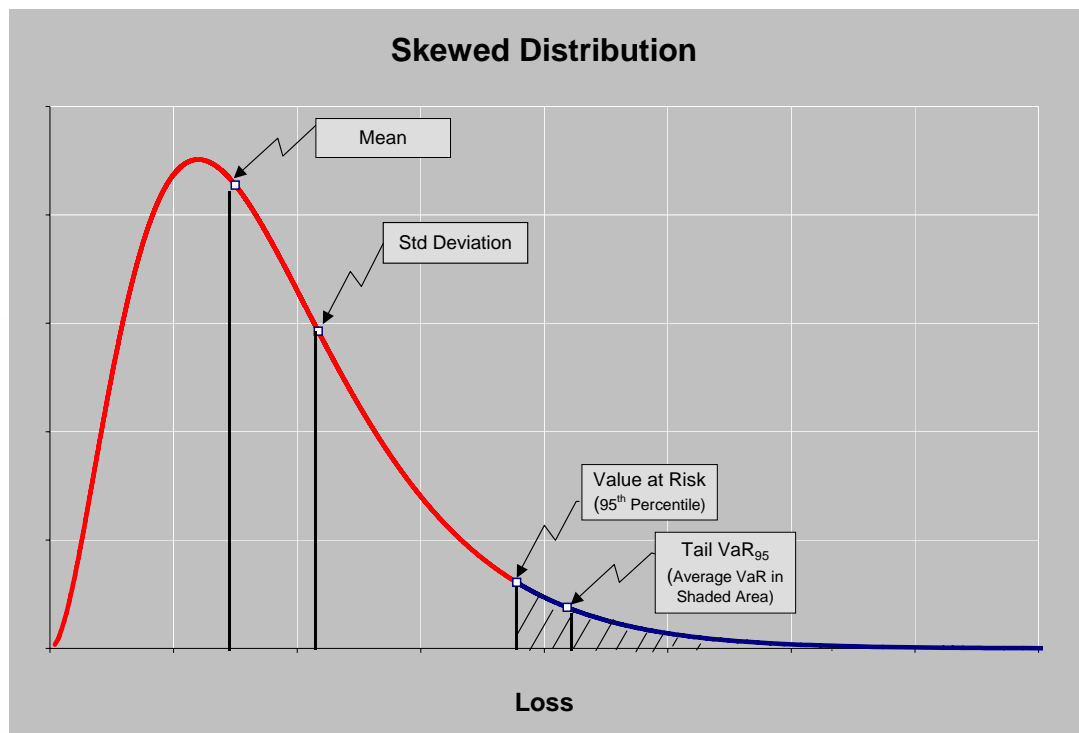


合計資産要件

- ソルベンシーをモニターするための従来の方式では、契約負債を必要資本に加える
 - 必要とされる財務力は負債と資本
- 新しいカナダ方式では財務力保持に必要な資産合計額を決め、そこから契約負債を引いて必要資本を決定する



合計資産要件



11

合計資産要件

- 会計の基準方法が変更される度に監督局が必要資本を変えるということをしなくても財務健全性を安定させることができる
- IFRS4のうち監督局にとって受け入れ難い要素について、資本の部分で自動的調整ができる

12

合計資産要件

- 最低資本要件
- 標準的アプローチ
 - 全ての会社に適用
 - 会社独自のデータと標準的なリスク測定値またはモデルを使用
- 先進的アプローチ
 - 会社独自のモデルに基づく
 - 高度な専門性を持つ会社のみ可能
 - OSFIによる事前承認が必要



合計資産要件

- 2つのアプローチは別個に進められている
 - 標準的アプローチ
 - 生命保険契約者保護機構(保証基金)の Assuris と協力して行なわれている
 - 先進的アプローチ
 - 以下の団体の各代表から成る顧問委員会
 - 生命保険業界
 - 監督局
 - Assuris
 - アクチュアリー団体 (CIA)



合計資産要件

- 合計資産要件で対応されるが負債では全く対応されないリスク
 - 信用 (資産デフォルト)リスク
 - 市場リスク
 - 資産・負債のミスマッチを含む
 - 事務リスク



契約負債におけるマージン

- IFRS4 のフェーズII ディスカッション・ペーパーには、マージンを選択する方法として考えられるものが多数挙げられている
- 資本コスト法 - Cost of Capital Method (CoCM) は、国際的に支持されつつあるように思われる
 - ソルベンシーIIを導入しているヨーロッパ諸国およびスイスで採用された
- 手法の違いによって値に著しく違いが生じるかどうかは不明瞭
 - 現在、テスト計算が行なわれている



契約負債におけるマージン

- OSFIもカナダ数理基準理事会(Canadian Actuarial Standards Board)もマージン選択方法についてはまだ本格的な検討を始めている
- CoCM手法は、合計資産要件制度においては計算が循環性を持つ可能性があるため採用は困難
- 現在、概算法が検討されている



17

IFRSについてのOSFIの立場

- 合計資産要件方式を採用した場合においても、OSFIはIFRSに基づいた保険会社の財務諸表公表に関心があるか？
- **Yes!**
 - 利益が将来のソルベンシーの先行指標であることに変わりはない
 - 各社はIFRSがターゲットとする収入を達成できようかと予測される
 - ピラー3(市場規律)における懸念には一般消費者が受け取る財務情報の質の問題が含まれる



18

公正価値とモデル

- IFRSでは、公正価値に基づいて金融資産と負債の評価を行なう
- 公正価値は、通常の場合、活発な取引が行なわれている市場における市場価値に基づく
- 金融商品の多くについて、このような市場は存在しないので、その場合、公正価値は「モデル会計」となる



19

公正価値とモデル

- 金融監督機関、特にバーゼル委員会はこのような手法は信頼性に欠けるのではないかと懸念を示している
- 様々な証券化資産における我々の昨年一年間の経験により、この懸念は的確であることが示された
 - 市場が崩壊、プライシング・モデルに使用された基礎率は非常に不確かなものになり、公正価値を決めるということが極めて困難になった結果、一部金融機関の財務状況についての不安を引き起こした



20

公正価値およびモデル

- 保険セクターでは、OSFIは依然としてモデルの使用について自信を持っている
- 理由は、モデルの使用が数理実務基準とガイダンスに従い行なわれているからである
- IAIS と IAA はモデルの使用法についてガイダンスを作成している
- 銀行セクターにおいては、保険セクターとは事情が全く違っている



21

公正価値およびモデル

- カナダでは、生命保険契約負債の評価におけるモデルの使用は過去何年間にも亘り成功している
- 幾つかの分野では、必要資本を決定するためにモデルを使用している
- TAR (目標資産要件)への先進的アプローチにおいても、これが適用されることになる



22

公正価値およびモデル

- 負債・資本評価におけるモデルの使用は以下を前提としている
 - 保険会社の健全なリスク管理内部規定
 - モデルの使用に関する健全な管理体制
 - モデルとサポーティング・データの定期的な監査
 - モデルを運用するスタッフの能力
 - 監督局による事前承認



Questions and Discussion

www.osfi-bsif.gc.ca

